

(平成23年5月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件

北海道国民年金 事案 2001

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、昭和48年4月頃、国民年金に加入し国民年金保険料を納付してきた。私の申立期間の国民年金保険料は、私の妻がA銀行B支店で国民健康保険料と併せて納付してくれていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿により昭和48年11月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は、同年4月以降、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦の国民年金保険料を併せて納付していたとしているところ、申立期間について、申立人の妻の保険料が現年度納付されていることがオンライン記録及びC市の被保険者名簿により確認でき、申立期間以外についても夫婦二人分の保険料は同一日又は翌月には納付されていることが両者の被保険者名簿により確認できることから、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、A職をしており、勤め先に来た集金人に国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く20歳から国民年金の第3号被保険者となるまでの期間（14年4か月）の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況についての記憶が曖昧であるが、申立期間前後の期間は保険料を納付済みである上、申立人の申立期間当時の生活状況について、住所及び職業等に変わりはないなど、大きな変化はみられないことから、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年12月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から同年6月まで
② 平成12年12月から13年3月まで

私は、平成10年4月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失した際に、A市役所で国民年金への切替手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付したと記憶している。

申立期間②については、平成12年8月に退職し、13年12月にB国へ渡航するまでの期間の国民年金保険料をC市D区役所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、平成13年12月3日付けでB国へ渡航していることが住民票で確認できるところ、申立人に係る国民年金被保険者資格取得届（申出）書及び被保険者別検認報告一覧表等により、海外居住期間中の国民年金保険料の納付については、E事務局を代理人とし、F国民年金協会を通じて行っていたことが確認できる。

また、B国への出国に当たり、申立人が国民年金に任意加入した平成13年12月4日の時点において、申立期間②の国民年金保険料については過年度納付が可能であるところ、当時、在外邦人に対する保険料納付の案内については、被保険者名義で日本国内のあらかじめ登録した協力者の住所へ送付することとされており、過年度用納付書が発行されていれば、申立人は、協力者等を通じて当該過年度保険料を納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人が出国した後の平成14年4月に、申立人の出国前の期間を

含む平成13年度の国民年金保険料が納付されていることを踏まえると、申立期間②の保険料についても同様に納付されていたと考えることも不自然ではない。

しかしながら、申立期間①については、申立人はA市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしているが、A市において申立人の被保険者名簿は存在しない。

また、オンライン記録により、i) 申立期間①に係る申立人の国民年金被保険者の資格取得日が平成10年4月1日付けと記録されているにもかかわらず、12年2月21日の未適用者一覧表(最終)に申立人が記載されていること、ii) 10年7月1日付けの同資格喪失について、13年12月6日にその他の同資格得喪記録と同時に追加整理されていることが確認できることから、10年4月1日付けの同資格取得についてもこれらの記録と同時に記録されたものと推認でき、同資格が追加された時点では、申立期間①の国民年金保険料は、既に時効により納付できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成12年12月から13年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私は、A信用金庫B支店の普通預金口座から振替により申立期間の国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、保険料申請免除期間であることが特殊台帳（マイクロフィルム）に記録されているが、申立人は、「A信用金庫B支店の普通預金口座から振替により申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と述べているところ、同信用金庫同支店から提出された「預金口座振替依頼書」及び申立人名義の普通預金口座の「流動性取引明細一覧表」の写しにより、i) 昭和 58 年 12 月 3 日に、同支店の申立人名義の普通預金口座から、申立人、その妻及び長男の 3 人分の国民年金保険料を口座振替により納付するとの依頼がなされていること、ii) 同年同月 6 日に、当該預金口座から国民年金保険料と推認できる金額 1 万 1,660 円(当時の国民年金保険料額の月額 5,830 円の二人分)が口座振替により納付されていることが確認できる。

また、申立人が当該「預金口座振替依頼書」で口座振替による国民年金保険料の納付依頼を行った昭和 58 年 12 月及び 59 年度においても、申立期間②及び③は保険料の現年度納付が可能な期間であり、オンライン記録により、申立期間②は申立人の妻及び長男が保険料の納付済期間、申立期間③は申立

人の妻が保険料の納付済期間で、申立人の長男が保険料の未納期間であることが確認できるところ、申立人名義の普通預金口座から振替により納付された保険料額を基に申立人、その妻及び長男に係る保険料納付月を特定することはできないものの、i) 申立人について、申立期間②及び③の前後の期間はいずれも保険料の納付済期間であること、ii) 申立人及びその妻の昭和59年5月から同年12月までの保険料が申立人名義の普通預金口座から口座振替により納付されているものと推認できることから、申立人は、保険料申請免除期間である申立期間②及び③の保険料についても口座振替により58年12月6日に納付した可能性を否定できない。

さらに、申立期間後について、申立人は、60歳到達により国民年金被保険者資格を喪失した前月までの国民年金保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間②は9か月、申立期間③は3か月と短期間であることを考慮すると、申立人は申立期間②及び③の保険料を口座振替又は納付書により納付していたものと考えても不自然ではない。

- 2 申立期間①について、申立人は、「B町役場で、過去10年以内の国民年金保険料免除期間の保険料を追納できると言われ、納付時期は定かではないが、社会保険事務所(当時)の納付書によりA信用金庫B支店で国民年金保険料免除期間の保険料を一括して納付した。その後、同信用金庫同支店の普通預金口座から振替により保険料を納付する依頼を行った。」と主張しているところ、i) 特殊台帳により、昭和57年12月22日に、その時点で、10年を経過し国民年金保険料の追納ができなくなる直前の47年12月から51年3月までの保険料免除期間について、申立人は保険料を追納している記録が確認できること、ii) 既述のとおり、申立人は、保険料の追納を行った翌年の58年12月3日に、保険料の口座振替依頼を行ったことが確認できる。

また、申立人が口座振替により国民年金保険料を納付していたとするA信用金庫B支店の申立人名義の普通預金口座の「流動性取引明細一覧表」の写しにより、申立期間①のうち、確認できる昭和56年10月から58年3月までの期間について、申立人の国民年金保険料が口座振替により納付された記録は確認できない。

さらに、申立期間①は48か月と長期間であり、申立期間①について、申立人が保険料を納付した事実を確認できる資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年7月から59年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年7月から平成元年7月まで
② 平成元年10月及び同年11月
③ 平成2年1月から同年3月まで

私は、平成2年7月頃、再就職に際し、姉から就職祝い金として約40万円をもらったことから国民年金の加入手続を行い、国民健康保険料とそれまで納付していなかった国民年金保険料をそれぞれ15万円くらいずつ納付したと記憶している。

その際、国民年金保険料については、遡って納付できる過去2年分の保険料のうち、ある程度まとまった期間の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成2年7月頃に払い出されたものと推認でき、その時点において、申立期間①、②、及び③の国民年金保険料は納付が可能であるとともに、当該払出時期は申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期と一致している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の姉からもらった就職祝い金の約40万円から納付したとしているところ、その姉から、「弟が平成2年8月からA社に勤務するに当たり、『公のものから払いなさい。』と、約40万円を渡しているのので、国民年金保険料や健康保険料を払っているはずである。」との証言を得ている。

しかしながら、オンライン記録により、i) 厚生年金保険被保険者期間と重複して納付されていた平成3年6月の国民年金保険料が過誤納保険料となり、同年9月6日に元年8月の保険料に充当処理されていること、ii) 当初は元年8月の保険料として3年9月に納付されたものが、上述の充当保険料との重複により、同年同月13日に元年9月の保険料に充当処理されたものであることが確認できることから、これらの充当処理が行われた3年9月までは元年8月及び9月は保険料の未納期間であり、申立人が平成2年7月にまとめて納付したとする保険料に当該期間以後の期間である申立期間②及び③の保険料が含まれていたとは考え難い。

また、申立人は、平成2年7月に納付した国民年金保険料額は約15万円くらいであったとしているところ、過年度納付されている昭和63年4月から同年6月までの期間、申立期間①及び平成2年7月24日に納付されたことが確認できる同年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料の合計額が15万8,000円となることから、申立人が2年7月に納付したとする保険料は、申立期間①を含むこれらの期間の保険料であったと推認される。

さらに、申立期間②及び③の国民年金保険料については、時効完成前に過年度納付書が発行されるどころ、申立人は、「過年度保険料の納付書が送付されたことは記憶にあるが、全て納付していたとする記憶はない。」としていることを踏まえると、当該期間の保険料が過年度納付されていたとは考え難く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年7月から平成元年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 3781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和23年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月31日から同年12月1日まで

昭和22年6月にA社に入社しB支店C出張所に勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、A社B支店の所在地がD市からE市に移転した時期であるが、同社同支店C出張所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職員カード、同社からの回答及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間において同社B支店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、3,300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について昭和23年12月1日と届出を行うべきところ、誤って同年10月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月及び同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年

金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年2月21日まで
A社には、B職として勤務し、C業務の仕事をしていた。

給与の月額は退職月まで変わらなかったが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が56万円から32万円に引き下げられているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初56万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年2月21日以降の同年3月6日に、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人については、8年5月から9年1月までの期間が32万円に訂正されていることが確認できる。

一方、商業・法人登記簿謄本によると、申立人は当該事業所のB職であったことが確認できるが、上記の減額訂正は、当該事業所が地方裁判所から破産宣告を受けた平成9年2月*日の後のことであり、申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、当該処理を遡って行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た56万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D営業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月21日から同年12月1日まで
② 昭和46年3月30日から同年4月1日まで

申立期間①は、A社E支店に勤務していた。また、申立期間②は、同社D営業所から同社E支店に転勤した時期である。いずれも継続して同社に勤務しており、年金記録に空白期間が存在するのは、担当者による届出ミスであると思われるので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録、B社から提出された社員名簿及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間①において、A社E支店に勤務していたことが認められる。

また、A社E支店は、オンライン記録によると、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社E支店で同保険の被保険者資格を取得している者が41人（申立人を含む。）確認で

きるところ、このうち 16 人が申立期間①以前から同社同支店で継続して勤務していたと供述していることから、同社同支店に勤務する社員の厚生年金保険については、申立期間①以前は同社 C 支店を適用事業所として加入させていたものと推認できる。

さらに、前述の同僚 16 人のうち 5 人は、「申立期間①においては、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 C 支店における昭和 37 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から 1 万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、B 社から提出された社員名簿及び複数の同僚の供述により、申立人は A 社に継続して勤務し（昭和 46 年 4 月 1 日に A 社 D 営業所から同社 E 支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る A 社 D 営業所における昭和 46 年 2 月の社会保険事務所の記録から 5 万 6,000 円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①及び②の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は同保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月21日から同年12月1日まで

申立期間は、A社D支店に勤務していたのに、年金記録に空白期間が存在するのは担当者による届出ミスであると思われるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社から提出された社員名簿及び複数の同僚の供述により、申立人は申立期間において、A社D支店に勤務していたことが認められる。

また、A社D支店は、オンライン記録によると、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人と同様に、同年11月21日に同社C支店で同保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日に同社D支店で同保険の被保険者資格を取得している者が41人（申立人を含む。）確認できるところ、このうち16人が、申立期間以前から同社同支店で継続して勤務していたと供述していることから、同社同支店に勤務する社員の厚生年金保険については、申立期間以前は同社C支店を適用事業所として加入させていたものと推認できる。

さらに、前述の同僚16人のうち5人は、「申立期間においては、給与から厚生年金保険料が控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社C支店における昭和37年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は同保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成10年6月から同年9月までは32万円、同年10月から11年5月までは34万円、同年6月から12年4月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から12年5月26日まで
申立期間当時の給料は30万ぐらいであったが、年金事務所の標準報酬月額は9万8,000円と記録されており、間違っているため訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録によると、平成12年5月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年6月14日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(平成10年6月から同年9月までは32万円、同年10月から11年5月までは34万円、同年6月から12年4月までは28万円)が、10年6月1日まで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる上、同社の厚生年金保険被保険者であった二人(申立人を除く。)についても同様に、当該処理日において標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間について、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成10年6月から同年9月までは32万円、同年10月から11年5月までは34万円、同年6月から12年4月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和63年9月1日から平成2年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）取得日に係る記録を昭和63年9月1日、同資格喪失日に係る記録を平成2年3月1日とし、当該期間の標準報酬月額を昭和63年9月から平成元年9月までは20万円、同年10月から2年2月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月27日から62年4月1日まで
② 昭和63年6月1日から平成2年3月1日まで

申立期間①は、B社（現在は、C社）でD業務に従事した期間であるが、入社当初の年金記録が欠落している。

申立期間②は、A社のE支店長として、D業務に従事した期間であるが、同社の年金記録が無い。

両申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和63年9月1日から平成2年3月1日までの期間について、申立人のA社に勤務するに至った具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社E支店の支店長として勤務していたことが推認できる。

また、F社では、「A社の支店長には、正社員としての支店長とG職としての支店長の二種類がある。正社員としての支店長は、同社本社で厚生年金保険に加入させる取扱いであったが、G職としての支店長は、厚生年金保険に加入させていなかった。部下が厚生年金保険に加入している場合は、上司

の支店長は、G職の支店長ではなく、正社員の支店長であったと考えられる。」と回答しているところ、申立人が当時の部下として名前を挙げた4人は、当該期間中に厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人は正社員の支店長として勤務していたことが推認できる。

さらに、当該同僚4人のうち、既に死亡している一人を除く3人は、オンライン記録及び当該同僚の供述により、いずれも当該事業所に入社してから約3か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間②以前の期間において、当該事業所に3度勤務したとしているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立期間②を除くいずれの期間も、当該事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立人と年齢の近い同僚の記録から、昭和63年9月から平成元年9月までは20万円、同年10月から2年2月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年9月から平成2年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①中においてB社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態等については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が、自身より先に当該事業所に入社したとする同僚は、被保険者名簿により、申立人の被保険者資格取得日と同日である昭和62年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿において、被保険者資格が確認できる同僚7人につ

いて、自身が記憶する入社時期と被保険者資格取得時期の関係をみると、いずれも入社してから2か月から2年4か月後に被保険者資格を取得しており、従業員ごとに異なっていることが確認できる。

加えて、複数の同僚が、「B社では、H職は入社当初は業務委託契約とし、厚生年金保険に加入させない取扱いであった。」と回答している。

その上、申立人の当該事業所における雇用保険の取得日は昭和62年4月1日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

- 3 申立期間②のうち、昭和63年6月1日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社に勤務するに至った具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間において同社E支店の支店長として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成15年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、F社では、「申立人の申立期間②に係る資料を保存していない。」としていることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち、既に死亡している一人を除く3人は、前述のとおり、オンライン記録及び当該同僚の供述によると、いずれも当該事業所に入社と同時に被保険者資格を取得しておらず、入社してから約3か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和63年6月1日から同年9月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち昭和63年6月1日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に届け出たと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月6日

平成15年8月6日にA社から賞与が支給されたが、標準賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。同社は、事後訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料を時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳の写しにより、申立人は、申立期間において、賞与の支払いを受けていることが確認できる。

一方、当該事業所から提出されたB厚生年金基金に届け出た「加入員賞与標準給与支払届」により、申立人の申立期間における標準賞与額は10万円と確認できるところ、当該事業所及び同基金では、「当該賞与に係る同基金への届出様式は、複写式となっていた。」と回答していることから、申立人に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に対し行っていたものと推認される。

また、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所において、平成15年7月30日に厚生年金被保険者資格を喪失し、同年8月4日に同資格を再取得していることが確認できるところ、上記の「加入員賞与標準給与支払届」によれば、被保険者番号は、同年7月30日に同資格を喪失した際の被保険者番号で届出されていたことが確認できる。このことについて、当該事業所を管轄

する年金事務所では、「厚生年金被保険者資格喪失後に賞与支払届が提出された場合は、オンライン記録により、被保険者番号の相違がないか、又は、喪失後に別番号にて再取得を行っていないかを確認の上、事業所が誤って喪失した被保険者番号にて届出があった場合、事後確認を行い、正しい被保険者番号にて処理を行うことが可能であり、その確認をすべきである」と回答しているものの、オンライン記録の処理年月日を確認すると、申立人の同年8月4日における同資格取得日に係る処理については同年8月5日、当該事業所他の被保険者の標準賞与額の処理については同年9月3日と確認できることから、標準賞与額を処理する時点において社会保険事務所では、申立人に係る被保険者番号を確認の上、訂正処理を行うことが可能であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における賞与支払届に係る社会保険事務所の事務処理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人の主張する申立期間の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、当該事業所から提出された当該賞与に係る給与台帳において確認できる賞与額から、10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち昭和29年4月27日から30年5月19日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年5月19日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年4月27日から30年6月頃まで
② 昭和39年4月頃から42年12月頃まで

申立期間①は、A社に勤務し、B業務に従事していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が入社当初の1か月のみとなっている。

申立期間②は、C社に勤務し、D業務に従事していた期間であるが、厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和29年3月から30年6月頃までA社において、B業務に従事し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録では、29年4月27日に厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）を喪失したものとされている。

しかしながら、同僚から提出された昭和29年5月15日及び30年5月18日に撮影されたと認められる集合写真には、申立期間①中に当該事業所に係る被保険者資格が確認できる同僚と共に申立人が写っていることから、申立人が申立期間①のうち、29年4月27日から30年5月18日までの期間において、同社で勤務していたことが推認できる。

また、被保険者名簿から、申立期間①及びその前後の期間に当該事業所において被保険者資格が確認できる同僚 14 人に照会し、回答を得られた 8 人は、当時、当該事業所の E 部に所属し、B 業務に従事していた社員数について、10 人から 25 人と回答しているところ、申立期間①において被保険者資格が確認でき、複数の同僚の供述から E 部に所属していたと考えられる社員数は、18 人から 21 人となっていることから、当時、当該事業所では、E 部に所属する社員について、厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたと考えられる。

さらに、当時の事務担当者は、「A 社で E 部の事務を担当していた。当時、E 部の社員のほとんどが厚生年金保険に加入していた。厚生年金保険に加入していた社員の中に、途中で加入をやめた者はいなかった。」としている上、複数の同僚は、「厚生年金保険の加入について希望を聞かれたことはなく、在職中に被保険者資格を喪失させるような取扱いをしていなかった。在職中は、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

加えて、上記事務担当者は、「申立人は B 業務の仕事をしており、業務内容及び勤務形態は変わらなかった。」としているところ、先述の同僚 8 人のうち、E 部に所属していたとする複数の同僚も、「A 社には E 部と F 部があったが、E 部の社員が F 部に異動することはなかった。また、従業員は皆、正社員として勤務しており、途中で勤務形態が変わることはなかった。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和 29 年 4 月 27 日から 30 年 5 月 19 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 29 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であるとしているが、当該期間において行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 29 年 4 月 27 日を厚生年金保険の被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月から 30 年 4 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人のC社における従業務に関する具体的な供述内容から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間②に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該事業所は、平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、平成13年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているほか、商業・法人登記簿謄本によると、21年10月*日に破産している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、雇用保険被保険者記録によると、申立人は、申立期間②の一部の期間において、当該事業所以外の事業所で雇用保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないため、オンライン記録から当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成4年4月1日に被保険者資格を取得した同僚に照会したところ、連絡が取れた同僚一人は、「C社に昭和45年7月から勤務していた。私が入社した当時、社員は皆、季節雇用のような雇用形態で、冬には職業安定所に一時金をもらうための手続に行っていた。同社が平成4年4月に厚生年金保険の適用事業所となるまでは、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成元年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から同年11月1日まで

A社B事業所で平成元年6月1日から同年10月31日まで勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録が同年10月1日となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所から提出された辞職発令書(写し)及び人事記録(写し)並びに申立人から提出された在職証明書(写し)により、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(写し)によると、申立人の資格喪失日が平成元年10月1日と記載されていることが確認できるところ、当該事業所では、「人事記録を確認したところ、申立人は平成元年10月31日に離職し、同年11月1日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日であることに間違いがない。届出に間違いがあった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成元年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履

行したか否かについては、事業主は厚生年金保険の被保険者資格喪失届の日付を間違っていると回答しており、当該事業所が保存している、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成元年10月1日となっていることから、事業主が平成元年10月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 2006

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から同年9月まで

私は、昭和63年3月までA共済の被保険者であったが、同年10月からB市職員として働くことになり、その間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。そのことは、私の父親が作成してくれていた私の職歴メモに記載されているので、申立期間が国民年金保険料の未納期間にされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年4月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成6年10月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者の資格記録は、B市が保管する申立人の国民年金資格異動履歴詳細票により、平成6年10月14日に同資格取得日を昭和63年4月1日として処理されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったものと推認でき、申立期間の国民年金保険料納付書は申立人に交付されることはなく、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する申立人の父親が作成したとする職歴メモによると、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の得喪日は確認できるものの、オンライン記録により、当該期間の同資格記録は、平成6年10月に追加処理されていることが確認できることから、職歴メモに記載されている当該期間の

国民年金加入記録は、申立期間以降に追記されたものと推認でき、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料とは言い難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2007

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から42年3月まで

私は、会社を辞めた昭和37年9月頃に国民年金に加入し、夫と併せて国民年金保険料を納付していたが、当時、夫は厚生年金保険にも加入し、国民年金保険料を納付していたので、後日、重複納付として保険料が還付された記憶があり、私の保険料と混同されたのではないかと思う。

申立期間について、夫に国民年金保険料の納付記録があるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年9月頃に国民年金の加入手続を行い、申立人の夫と併せて国民年金保険料を納付したとすると、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、43年12月頃にA市で払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、当該期間において、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人が併せて国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、厚生年金保険に加入しながら昭和36年4月の制度発足当初から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、i) 36年5月から38年7月までの期間、ii) 42年9月から43年12月までの期間、iii) 44年4月から同年9月までの期間の各保険料を合わせた49か月分を45年5月20日に還付されていることが特殊台帳から確認できるものの、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であることから、申立人が述べる申立人の保険料と混同されていたとする可能性は考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3790

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年2月13日から10年2月16日まで
② 平成11年2月1日から13年8月16日まで

申立期間①及び②は、いずれもA社においてB職として勤務していたが、同社から実際に受けていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額の記録が相違しており納得できない。

申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間①のうち平成元年2月から5年1月までの期間について、A社は、厚生年金保険料の控除額等を確認できる資料を保存していないと回答しており、申立人も給与支払明細書等を保有していないことから、申立人が主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない上、同社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「被保険者報酬月額算定基礎届」及び「被保険者標準報酬改定通知書」に記載されている申立人の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致しており、記載内容の不備及び標準報酬月額の遡及訂正等が行われた形跡は無く、不自然さは見当たらない。

また、申立期間①及び②のうち、平成5年2月から同年5月までの期間、同

年7月、同年11月、6年1月から同年5月までの期間、同年9月から7年3月までの期間及び11年2月については、当該事業所が保管する給与台帳による給与支給額に見合う標準報酬月額、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致しているか又は低い上、当該期間において事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる標準報酬月額についても、オンライン記録で確認できる同期間の標準報酬月額と一致している。

さらに、申立期間①及び②のうち、平成5年6月、同年8月から同年10月までの期間、同年12月、6年6月から同年8月までの期間、7年4月から10年1月までの期間及び11年3月から13年7月までの期間については、当該給与台帳により、当該期間におけるオンライン記録の標準報酬月額を上回る額の給与が支給されていたことが確認できるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料を当時の被保険者負担厚生年金保険料率で除して求められる標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる同期間の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 47 年 12 月 1 日まで

申立期間は、A市にあったB社でC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によると、A市に所在したB社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡は無く、商業・法人登記簿謄本の記録においても、同社が当該地域に存在していたことは確認できない。

また、D省E局A支局に照会したところ、「申立期間当時、B社にF業の許可を与えた記録は無い。」と回答しているほか、A地区F業協会に照会したものの、「当協会が保存している関連資料は昭和 60 年以降のため、申立期間当時のB社のことは不明である。」と回答しており、当該事業所に関する情報は得られなかった。

さらに、申立人は、当該事業所の事業主及びG業務担当であったとする同事業主の妻のいずれについても姓しか記憶していないため、個人を特定することができない上、同僚についても名前を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 52 年 1 月 1 日まで
② 昭和 52 年 5 月 17 日から 58 年 2 月 1 日まで

申立期間①及び②は、A社（現在は、B社）に勤務し、毎月 25 万円程度の給与をもらっていたが、標準報酬月額が 25 万円より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社及び当時の事業主に照会したところ、「当時の関係資料が無く不明である。また、当時の社会保険事務担当者も既に死亡しているため確認することができない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 4 人(上記事業主を除く。)のうち、生存及び所在が確認できた 3 人に照会したところ、全員から回答を得られたものの、このうち申立人が同じ業務をしていたとする同僚一人は、「申立人より先に勤務していたが、私の給与額は昭和 50 年頃が 11 万 8,000 円、52 年頃が 15 万円ぐらいであり、給与が 25 万円となったのは 57 年頃からであったと記憶している。」と供述しているところ、オンライン記録により、当該同僚の当該事業所における申立期間①及び②に係る標準報酬月額は、自身が記憶している給与額とほぼ一致している上、申立人とほぼ同様に推移していることが確認できることから、申立人に係る申立期間①及び②の標準報酬月額が、当該同僚と比較して著しく低額であるという状況はみられない。

さらに、前述の回答が得られた 3 人のうち申立人が社会保険事務担当者であったとする同僚一人は、「当時、私は C 業務と D 業務関係の業務に従事していたので、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額については分からない。」と供述しているほか、申立人が一緒に勤務したとする残りの一人は、「当時の

私自身の給与額及び厚生年金保険料控除額については覚えていないし、申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額についても分からない。」と供述していることから、申立人の申立期間①及び②に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所における申立人の申立期間①及び②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、訂正等の不自然な点はみられない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から39年5月1日まで
② 昭和39年10月21日から41年3月16日まで
③ 昭和41年4月1日から同年4月20日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①から③までについては脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、全ての申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③（A社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①から③までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 10 日から 40 年 8 月 29 日まで
② 昭和 41 年 8 月 10 日から 48 年 1 月 1 日まで

申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②（A社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和48年3月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 12 日から 32 年 5 月 1 日まで
② 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金の支給について確認を求めるとはがきを受け取ったところ、申立期間①及び②について脱退手当金が支給済みとされている。

しかし、申立期間②の後に勤務したA社における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を自ら請求して受領したが、申立期間①及び②については脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間②の後に勤務したA社における厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給したが、申立期間①及び②については脱退手当金を受給していない。」と主張しているが、オンライン記録により、申立人の脱退手当金は、申立期間①及び②並びに同社における被保険者期間を合わせて計算されていることが認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間①及び②に係る記録について社会保険庁（当時）から脱退手当金の裁定庁である社会保険事務所（当時）に回答したことを意味する「回答」の表記が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、支給額に誤りは無い上、脱退手当金において最終事業所とされているA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和37年10月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 23 日から 48 年 1 月 30 日まで

申立期間は、A社に勤務し、昭和 41 年 4 月から 44 年 10 月までは 6 万円ぐらい、同年 11 月から 46 年 10 月までは 10 万円ぐらい、同年 11 月から退職するまでは 14 万円ぐらいの給与額であったと思うが、年金事務所で記録されている標準報酬月額が低く記録されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する昭和 46 年 3 月分の給与支給明細票によると、申立人が主張するとおり、報酬月額(14 万 2,856 円)に見合う標準報酬月額(13 万 4,000 円であり、当時の最高等級である。)は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額(6 万 4,000 円)よりも高額であることが確認できるものの、事業主が源泉控除していたと認められる船員保険料額(4,342 円)に見合う標準報酬月額(6 万 4,000 円)は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額(6 万 4,000 円)と一致していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち申立期間中に船員保険被保険者資格を取得した一人は、「私と申立人はB職であった。申立人はC職の資格を持っていたと思うが、申立人の給料と私の給料が大きく違ったということはないと

思う。」と述べているところ、当該同僚の標準報酬月額推移は、申立人の標準報酬月額推移と一致していることが、船員保険被保険者名簿により確認できる。

さらに、船員保険被保険者名簿により、職務がB職と記載されている複数の者の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同等に推移していることが確認できることから、申立人に係る申立期間の標準報酬月額のみが、これらの者と比較して低額であるという状況はみられない上、このうち生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、回答があった一人は、「申立人を知っているが、給与や標準報酬月額については分からない。」と述べていることから、申立人が、船員保険被保険者名簿の標準報酬月額に見合う船員保険料より高い保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

加えて、A社は、オンライン記録により平成4年8月25日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主に照会したものの、協力が得られないことから、申立人の申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 42 年 4 月まで

申立期間はA社に勤務しており、月額で3万4,000円から3万5,000円の給与が支払われていたと記憶している。

申立期間に係る標準報酬月額の記録は、実際の給与額に見合った標準報酬月額になっていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A社に照会したところ、「当時の資料を保存していないため、申立人の標準報酬月額に係る届出の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人が申立期間において当該事業所で一緒に勤務していたと記憶する者6人及び当該事業所の被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる7人の合計13人のうち、生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる供述は得ることはできなかった。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したところ、申立人の標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、オンライン記録により、申立人及び上述した同僚5人の申立期間に係る標準報酬月額を確認したところ、申立人の標準報酬月額のみが低額である

という事情は見当たらない上、当該事業所の被保険者名簿によると、申立期間において被保険者であったことが確認できる同年代で同じB職であった者の標準報酬月額が1万2,000円と記載されており、この記録は申立人の同記録に比べると低額であることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3798

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 7 月 1 日から 10 年 10 月 21 日まで
平成 3 年 8 月 1 日から A 社に勤務し、9 年 7 月 1 日に同社から分割して設立された B 社に移籍したが、両社の給与が年俸制であったことから、B 社に移籍後も A 社で決定された報酬月額約 53 万円が引き続き支払われていたにもかかわらず、年金記録では、申立期間の標準報酬月額が 38 万円とされている。

申立期間について適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び実際に支給されていたと認められる報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

申立人が保管する平成 10 年度及び 11 年度の市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書により、申立期間において事業主により支払われていたことが推認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（53 万円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（38 万円）より高額であるものの、この一方で、申立期間において事業主が源泉控除していたと認められる社会保険料額から推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は 38 万円であり、この額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から 63 年 7 月 1 日まで

申立期間は、A社B支店に正社員のC職として勤務し、47万円の給与が支給されていたと記憶しているにもかかわらず、年金記録の標準報酬月額の記録が昭和61年10月から62年9月までは34万円、同年10月から63年6月までは36万円となっている。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、昭和61年10月1日の標準報酬月額の定時決定において同年7月1日現在の標準報酬月額から5等級引き下げられた後、62年10月1日の定時決定において1等級、63年7月1日の随時改定において4等級、それぞれ引き上げられたことが確認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「保存年限の経過により当時の資料を既に廃棄しているため、申立人の標準報酬月額に係る届出の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除の状況については不明である。」と回答している。

また、申立人は、申立期間においてA社B支店で一緒に勤務していたとして上司一人及び同僚二人の計3人の名前を挙げているところ、オンライン記録により、申立人と同様に、昭和61年10月1日の標準報酬月額の定時決定において同年7月1日現在の標準報酬等級から5等級引き下げられた後、62年10月1日の定時決定において1等級、63年7月1日の随時改定において4等級、それぞれ引き上げられたことが確認できる同僚一人は、「勤務成績によりD手当が増減するため給与額に大きな変化があったことを記憶しているが、当時の資料が残っていないため、当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額等については分からない。」と供述している上、名前を挙げた上司は既に死亡してお

り、また、残りの同僚一人も申立人が姓しか記憶していないため、個人を特定することができないことから、これらの者からも申立人の申立てを裏付ける資料及び供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者11人に照会したところ、回答が得られた5人のうち申立期間において同社B支店に勤務していたとする同僚は、申立人と同様、昭和61年10月1日の定時決定で標準報酬月額が引き下げられた後、その後の62年10月1日の定時決定及び63年7月1日の随時改定において同月額が引き上げられていることが確認できるところ、同人は、「当時、基本給額は上昇していたが、C職であったため、勤務成績に応じて変動する手当が支給されており、勤務成績の善し悪しにより給与支給額が増減することがあった。しかし、当時の給与額を記憶しておらず、給与明細書等も残っていない。」と供述しており、同人から、申立期間においてオンライン記録で確認できる標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、これに見合う厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立人の申立期間における標準報酬月額は、前述のA社B支店での勤務が確認できた同僚二人（名前を挙げた同僚一人を含む。）の標準報酬月額と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが特に低額であったとは認められない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3800

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月 1 日から 47 年 8 月 25 日頃まで
昭和 39 年 6 月 20 日から 47 年 8 月 25 日頃まで、A 社に継続して勤務した。
厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 41 年 2 月 1 日となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 39 年 6 月 20 日に入社し、申立期間も継続して同社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は、「資料が無いため、当時の状況については分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚 14 人に照会し、8 人から回答を得られたものの、このうち申立期間中に同被保険者資格を取得している同僚 5 人は、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、回答を得られた同僚 8 人のうち申立人を記憶している 3 人は、被保険者名簿によると、申立期間中に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、これらの同僚から、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間中の一部の期間において、当該事業所以外の事業所で同被保険者資格を取得していること

が確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3801

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 48 年 7 月 1 日から 51 年 4 月 1 日まで

A 町役場で昭和 48 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が 48 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までとなっており、申立期間①及び②の記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②当時、A 町内にある B 社の C 職から、同町に係る国民年金保険料の D 業務を紹介され、同町役場において勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A 町役場では、「申立期間①及び②当時の資料について、保存期間経過のため破棄しており、提出することはできない。いろいろ調べてみたが、当時の資料が無いため、何も分からない状態である。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、上記 B 社の C 職並びに申立期間①及び②当時の同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により申立期間①及び②当時、A 町役場において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる 15 人に照会したところ、5 人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立内容に係る供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 23 日から 50 年 6 月 26 日まで
年金記録にある標準報酬月額 5 万 2,000 円は、当時支給されていた給与月額と比べると低い。当時住んでいたマンションの家賃として月 3 万円支払っており、生活費を含めると給与支給額はもっと多かった。また、年金記録にある標準報酬月額の上がり方も不自然である。
年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金記録の標準報酬月額 5 万 2,000 円は、マンションの家賃 3 万円を支払うと、残金は生活費として少なすぎるので、給与支給額はもっと多かった。」と主張している。

しかしながら、A社は、昭和 63 年 1 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る申立期間の給与の支払い状況及び厚生年金保険料の源泉控除に係る関連資料並びに供述を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立期間において同保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた 7 人に照会したところ、5 人から回答を得たものの、申立人の申立内容に係る関連資料及び供述を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額の記録が遡って訂正された形跡は認められない上、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 8 人のうち、申立人と同年齢の同僚一人の標準報酬月額は申立人と同額であり、標準報酬月額の推移も同傾向にあるほか、残る

7人の標準報酬月額について、年齢によりその金額は異なるものの、その推移は申立人と同傾向であることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。